

市民福祉常任委員会行政視察 実施報告書

平成 30 年 5 月 8 日～10 日

- 大阪府豊中市
コミュニティソーシャルワーカーについて
- 京都府宇治市
初期認知症総合相談支援事業について
- 静岡県掛川市
子育てに優しい事業所認定事業について

市民福祉常任委員会

5月8日（火） 大阪府豊中市

◎コミュニティソーシャルワーカーについて



(あいさつをする佐々木委員長)



(事業について説明を受ける)

【豊中市の現状】

①人口	404,969人
②高齢化率	25.3%
③自治会の加入率	42.0%
④校区福祉委員会	38校区
⑤65歳以上単独世帯数	33,779世帯
⑥ひとり暮らし高齢者登録者数	6,118人
⑦災害時要援護者安否確認事業登録者数	6,688人

【豊中市社会福祉協議会の経緯】

- ・昭和58年 法人格 取得
- ・平成13年 介護相談員派遣事業
- ・平成16年 地域福祉計画を豊中市と協働で作成
 - ・福祉なんでも相談窓口を各校区に設置
 - ・地域福祉ネットワーク会議、
コミュニティソーシャルワーカー 設置
- ・平成27年 生活困窮者自立支援事業 開始
- ・平成29年 生活支援コーディネータ事業 開始

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割】

◎CSWとは・・・大阪府の地域福祉支援計画に基づき、地域でのセーフティネットの体制づくりなど地域福祉推進の新たな担い手として豊中市社会福祉協議会に14人（生活圏域ごとに2人）のコミュニティソーシャルワーカーが設置されている。様々な制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、問題提起し、新たな支援方策を検討する。

※大阪府の定める養成講座を修了している。

《主な役割》

- ①福祉なんでも相談窓口のバックアップ
（社会的援護を要する人々への対応 など）
- ②地域福祉ネットワーク会議の運営
- ③地域福祉計画の支援
- ④要援護者に対する見守り・相談
- ⑤協働プロジェクトの開発（福祉ゴミ処理プロジェクト
徘徊SOSメールプロジェクト など）

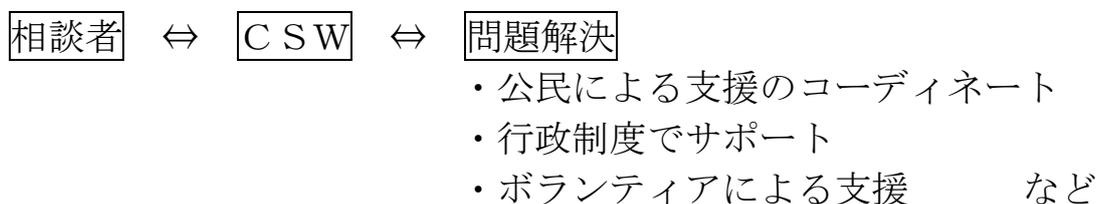
《校区福祉委員会活動》

- ◎個別援助活動・・・見守り、声かけ活動、個別支援
- ◎グループ援助活動・・・ふれあいサロン、世代間交流、ミニデイサービス、会食会、子育てサロン
- ◎その他・・・災害時の安否確認事業、
子どもの安心安全見守り活動、
福祉なんでも相談窓口（小学校区ごとに設置）

《福祉なんでも相談窓口》

- ・身近な福祉相談の実施と専門機関への取り次ぎ
- ・地域住民が集う、交流ふれ合いの拠点
- ・福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報の受発信

【相談のフロー図】



【相談件数の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
福祉なんでも相談	486件	376件	400件	403件	435件	537件
C S W相談 件数	900件	868件	947件	963件	1,263件	1,204件
対応回数	3,125件	3,781件	3,671件	4,086件	5,460件	4,855件
合計	1,386件	1,235件	1,347件	1,366件	1,698件	1,741件

※主な質疑応答

Q：徘徊SOSメールプロジェクトの予算は。

A：業務委託ではないため、メールの送受信以外かかっていない。

Q：高齢者等を地域住民で見守りしていくという市民意識を構築するための工夫はどのようにおこなわれたのか。

A：地域住民の最初のコンタクト時において、住民活動を一緒にやっていくことを前提で話しをしてきた。自治会中心で考えず、専属で福祉ボランティアの養成を平成8年からおこなってきた。

Q：社協の職員数は。また、市からの補助金について。

A：職員数は、約250人。補助金は事業ごとに交付される。



豊中のボランティアイメージキャラクター
ボランちゃん



(豊中市議会棟前にて)

5月9日（水） 京都府宇治市

◎初期認知症総合相談支援事業について



(事業についての説明を受ける)



(委員会室にて)

【宇治市の現状】

- ①人口 187,473人
- ②高齢者人口 53,057人
- ③高齢化率 28.3%
- ④地域包括支援センター 6か所+支所2か所
- ⑤認知症疾患医療センター（地域型） 2か所
- ⑥認知症サポート医 7名
- ⑦認知症サポーター（平成30年3月末時点） 15,203人

【宇治市認知症事業の取り組み】※抜粋

年度	宇治市の流れ
21年度	○認知症地域支援体制構築モデル事業受託（京都府）
23年度	○もの忘れシート作成
24年度	○認知症疾患医療センター設置（宇治おうばく病院）
25年度	○認知症初期集中支援事業設置促進モデル事業受託(国) ○初期認知症総合相談支援事業開始 （京都府地域包括ケア総合交付金活用） ・認知症対応型カフェ開始
26年度	○市長が「認知症の人にやさしいまち・うじ」を宣言
27年度	○脳活性化事業拡大
28年度	○徘徊模擬訓練 ○SOSネットワークおよび事前登録の開始

【宇治市のこれまでの取り組みとこれから】

1. 認知症のイメージを変えるために

認知症の正しい理解が進む一方、誤ったイメージや偏見が残っている。「認知症あんしんサポーター養成講座」や「認知症を正しく理解するための養成講座」等を実施し、認知症の正しい理解の普及啓発を推進するとともに、実践できる人材を育成。

2. 認知症の人と家族が早期から適切なサポートが受けられるために

認知症コーディネーターを配置し、国が設置を進める「認知症初期集中支援チーム」をいち早く立ち上げ。通常の受診が難しい場合でも、早期からの認知症の人とその家族へのサポート体制を整える。

3. 認知症の人が安心して様々な活動に参加できる社会を実現するために

認知症の人が初期の段階から適切で連続したサポートを受けることにより、認知症が進行しても安心して出かけられる社会をつくることができる。認知症の人とその家族、地域住民、専門職の身近な交流の場として、また、認知症を正しく理解する場として、「認知症対応型カフェ（れもんカフェ）」を開設。

◎宇治市は認知症の人やその家族の声や意見を施策の立案や評価に反映させ、認知症の人の視点に立ったサポート体制を構築するために、全国に先がけて『宇治市認知症アクションアライアンス（※）“れもねいど（Lemon-Aid）”』を設置。

※認知症アクションアライアンスとは？

認知症の人は、わたしたちと同じまちに暮らす「生活者」です。医療・福祉・介護といった専門的ケアの分野だけでなく、わたしたちの生活に関わるすべての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場から出来ることを考え、行動（アクション）することが大切になります。そこで、これまでの専門的ケアの分野での連携に加えて、市民や様々な業種が幅広く参加し、つながる広範囲なネットワークが必要となります。こうした取り組みは、すでにイギリスで先進的に取り組まれており、

「Dementia Action Alliance（認知症行動同盟）」と呼ばれています。

【れもねいど (L e m o n - A i d) が目指すこと】

①認知症の人にやさしい「まちづくり」

- 認知症やその家族の声を認知症施策の立案、評価に反映。
- 認知症の人を同じまちに暮らす「生活者」としてとらえ、まち全体でつながり、見守り、サポートする「しくみ」をつくる。

②認知症の人にやさしい「ひとづくり」

- 子どもから大人まで認知症の正しい理解を学べる環境をつくり、認知症の人やその家族をサポートする人材を育成。
- 意欲のある人材が活躍できる「しくみ」をつくる。

③やさしさの「W i n - W i n 関係づくり」

- 「W i n - W i n 関係」とは、相手のW i n (利益) を自分のW i n として望む気持ちや、関係者みんなのW i n を実現しようとする姿勢。やさしさと思いやりの好循環を働きかける。
- 認知症の人にもサービスや商品を購入する「お客様」である。お客様サービス向上、お客様満足度を高めようとする企業のアクションをサポートする。
- 企業のアクションが評価され、地域にP R される「しくみ」をつくる。

《れもねいど (L e m o n - A i d) ってどういう意味?》

認知症サポーターには、「オレンジリング」が配布されるが、れもねいどは、初期の認知症段階で助ける (A i d) 取り組みである。

色についてもオレンジ色よりも薄い (=初期) であるレモン色を採用している。



※主な質疑応答

Q : 認知症コーディネーターの配置は。

A : 2か所の地域包括支援センターに、3名と補助員を認知症対応の専属として配置している。市全域を網羅している。

Q : 認知症対応型カフェについて、周知に工夫されたことは。

A : 周知は市政だよりのほか、ぜひ来てほしいかたには認知症コーディネーターが直接家に訪問するなどし、参加を促している。

5月10日（木） 静岡県掛川市

◎子育てに優しい事業所認定事業について



(掛川市の議場にて)



(あいさつをする佐々木委員長)

【目的】

子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組む事業所等を「子育てに優しい事業所」として認定することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、子育てを応援する事業所を増やし、もって「子育て日本一のまち」実現に寄与する。

【事業概要】

専門家である社会保険労務士と協働して、子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組む事業所等を「子育てに優しい事業所」として認定・顕彰する。

事業所等からの申請受付後、社会保険労務士が訪問し、審査を行う。審査項目は育児休業制度の充実度や取得実績、フレックスタイム制度の導入、制度を利用しやすい職場づくり等全36項目。また、認定取得を目指す事業所等の支援を行う。

子育て支援目的での認定・表彰制度の取り組みは静岡県内初。また、社会保険労務士との協働事業も県内初。

【期待される効果】

- ・働きながら楽しく子育てができる。
- ・解雇等の不安なく、安心して妊娠・出産できる。
- ・従業員が誇りをもって働くことができる。 など

【認定基準】

次の要件のいずれにも該当する事業所等であることとする。

- (1) 子育てと仕事の両立のための環境整備に積極的に取り組んでいる
- (2) 申請時において、市に所在し、かつ今後1年以上市に所在する意思がある
- (3) 市税の滞納がない

※申請書に暴力団等やいわゆるブラック企業に該当しない旨のチェック項目を設けることで、反社会的団体を除外する。

※採点結果が14点以下で、かつ今後、認定取得を目指す事業所には「子育てと仕事の両立環境整備事業」での支援を行う。

【申請及び認定の方法】

- ①事業所等は申請書に当該事業所等で記入したチェックシートを添付し、市へ申請
- ②市は申請内容を審査する。審査は書類及び実地により、委託を受けた社会保険労務士がおこなう。
- ③認定の適否について、認定審査会に諮る。
- ④審査結果に基づき認定証交付。

※認定有効期間は、認定登録日から認定登録日の属する年度の翌々年度の3月31日まで

《認定区分》

チェックシートに基づく採点結果に応じ、認定階級に区分する。

- (1) 45点以上 AAA
- (2) 30点以上44点以下 AA
- (3) 15点以上29点以下 A



※AAAを取得した場合は子どもが3人。
AAは2人、Aは1人となる。

【認定することのメリット】（事業者側）

- (1) イメージアップ、PR効果

- ・認定等級に応じた「子育てに優しい認定事業所」ロゴマーク（きんじろうくんイラスト）を配布し、名刺やパンフレット等の印刷に活用
- ・市のホームページや広報誌等で事業所名や積極的な取り組みを紹介

※現在、19の事業所が認定されている。

(2) 認定後のフォローアップ

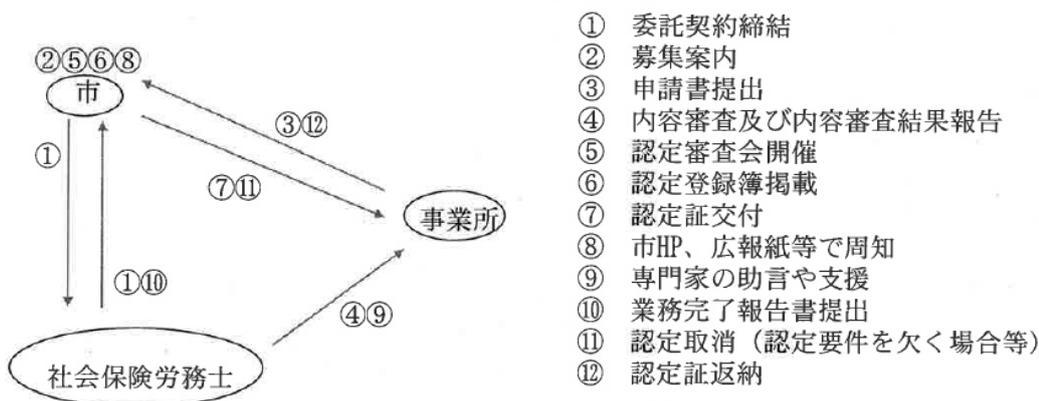
- ・ 社会保険労務士の無料派遣・電話相談による助言や支援（3回まで）
- ・ 子育てコンシェルジュを無料派遣し、事業所で開催する子育て講座等を支援

※子育てコンシェルジュは7人。（非常勤だが、常時3～4人待機）
保育士資格を有しており、1歳児のいる家庭を訪問する。

(3) 事業所の主な申請動機

- ・ 人材を確保したい
- ・ 従業員に自社も頑張っていることを知らせたい
- ・ 自社の取り組みを紹介することにより地域全体の環境の向上につなげたい

【フロー図】



※主な質疑応答

Q：大企業、中小企業それぞれへの周知・アプローチの方法は。

A：社会保険労務士が商工会議所等へ行き、制度の説明をしたほか、アンケート調査をおこない、周知・アプローチに努めた。大企業に対しては、本社との兼ね合い等もあり、なかなか難しい。今年度もアプローチを続けていく。

Q：認定を受けた事業所の反応は。

A：公共職業安定所の求人活動に利用してもらったり、自社社員に対するPR活動をおこなっている。

以上のとおり報告いたします。